



国住昇第8号
平成30年6月29日

(一社)日本ショッピングセンター協会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

昇降機等事故調査室長



エレベーターの適切な維持管理について

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、平成28年11月8日に青森県弘前市内で発生したエレベーター事故について、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において事故調査報告書がとりまとめられました。

国土交通省では、製造業者等に対し、別添のとおり通知を行い、当該事故の再発防止対策を求めているところです。

また、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成28年2月)の第二章第1第2項において、昇降機の所有者に対し、保守点検業者に保守・点検を委託する場合、保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を閲覧させ、又は貸与することを求めているところです。

貴職におかれましては、貴会員に対し、下記の点に留意し、昇降機の適切な維持管理がなされるよう周知願います。

記

別添の第2項のとおり、エレベーター製造業者等より、部品交換に関するマニュアル等の提供を受けた場合は、保守・点検を委託している保守点検業者に閲覧させ、又は貸与すること。

なお、保守・点検に関する契約時に、エレベーター製造業者等から既にマニュアル等の提供を受けていながら、保守点検業者に閲覧・貸与していなかった場合において、マニュアル等のとおり部品交換がされていないものがあれば改修すること。

※当該報告書の掲載先

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000732.html